

多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、多摩市契約事務規則（昭和39年多摩市規則第10号。以下「規則」という。）第58条の規定に基づき、市が締結した請負契約に係る工事及び委託契約に係る業務（以下「工事等」という。）の成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより請負業者の適正な選定及び指導育成を行い、公共工事の品質の確保を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、次に掲げる工事等について行う。

- (1) 1件の金額が500万円以上の請負工事
 - (2) 1件の金額が500万円以上の建築請負工事に付帯する設備工事
 - (3) 1件の金額が200万円以上の委託業務（設計・監理・測量・地質調査に限る。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、工事等の施行を主管する課（以下「工事等主管課」という。）の長（以下「工事等主管課長」という。）が評定を行う必要があると認める1件の金額が500万円未満の請負工事及び200万円未満の委託業務
- 2 前項の規定にかかわらず、工事等主管課長が、緊急に工事を行う場合等通常の施工監理手順によることが適当でないと認めるものについては、評定を行わないことができる。

（評定の構成）

第3条 評定は、工事等主管課及び当該工事等の施行を検査する課（以下「検査主管課」という。）が行う評定を併せたもので構成する。

（評定者）

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 工事等主管課の評定者 工事等主管課長、工事等の施行を主管する課の係長（以下「工事等主管係長」という。）並びに第2条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する請負工事について監督を命じられた職員（以下「監督員」という。）及び第2条第1項第3号及び第4号に規定する委託業務について調査を命じられた職員（以下「調査職員」という。）。ただし、工事等主管課長が次号に規定する検査員となる場合は、工事等主管係長及び監督員を評定者とする。
- (2) 検査主管課の評定者 規則第57条第1号に定める者（多摩市受託水道事業特別会計に係る請負工事の評定については、工事等主管課長とする。）。ただし、委託業務の評定については、当該委託業務の委託元である事業の主管課長（以下これらを「検査員」という。）が評定を行う。

（評定の時期）

第5条 評定者は、工事等主管課の評定については当該工事等が完了したときに、検査主管課の評定については完了検査が終了したときに評定を行う。

（工事等主管課の評定方法）

第6条 第2条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する請負工事に係る工事等主管課の評定は、別表第1に定める評定項目について、監督員用工事評定表（第1号様式）により行う。

- 2 第2条第1項第3号及び第4号に規定する委託業務に係る工事等主管課の評定は、別表第2に定める評定項目について、調査職員用委託評定表（第2号様式）により行う。
- 3 工事等主管課の評定者は、工事の内容により、前2項の評定項目に適当でない項目があると認めるときは、当該評定項目について評定を行わないことができる。

（検査主管課の評定方法）

第7条 第2条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する請負工事に係る検査主管課の評定は、別表第3に定める評定項目について、検査員用工事評定表（第3号様式）により行う。

- 2 第2条第1項第3号及び第4号に規定する委託業務に係る検査主管課の評定は、別表第4に定める評定項目について、検査員用委託評定表（第4号様式）により行う。
- 3 検査主管課の評定者は、工事の内容により、前2項の評定項目に適当でない項目があると認めるときは、当該評定項目について評定を行わないことができる。

（評定結果の報告）

第8条 工事等主管課の評定者は、工事等主管課の評定結果を取りまとめ、完了検査終了後10日以内に検査主管課の評定者へ工事評定報告書（第5号様式）又は委託評定報告書（第6号様式）により報告する。

- 2 検査主管課の評定者は、工事等主管課の評定者から報告された評定結果に検査主管課の評定結果を加え、速やかに契約主管課長及び工事等主管課長へ工事評定報告書又は委託評定報告書により報告する。

（評定結果の通知）

第9条 契約主管課長は、工事成績評定通知書（第7号様式）又は委託成績評定通知書（第8号様式）により、速やかに工事等の請負者（以下「請負者」という。）へ評定の結果を通知する。

（評定結果の取扱い）

第10条 評定結果における請負者の取扱いについては、市長が別に定める。

（説明請求）

第11条 請負者は、評定結果に疑義がある場合は、工事成績評定通知書又は委託成績評定通知書により通知を受けた日の翌日から14日以内に、契約主管課長へ書面をもって説明を求めることができる。

- 2 契約主管課長は、前項の規定により説明を求められた場合は、工事等主管課長及び検査主管課長と協議のうえ、書面により回答するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に契約を締結した請負工事及び委託業務について適用する。

（多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱の廃止）

- 2 多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱（昭和50年多摩市告示第46号）は、廃止する。

別表第1（第6条関係）

基本項目	評定項目
施工体制管理	現場代理人、主任（監理）技術者、下請業者及び現場体制
安全管理	公衆安全、交通安全、労働災害防止及びその他
現場管理	建設副産物対策、環境対策、工程管理及び資材管理

別表第 2 （第 6 条関係）

基本項目	評定項目
業務遂行能力等	代理人、主任者、業務遂行及び成果

別表第 3 （第 7 条関係）

基本項目	評定項目
出来形及び出来栄え	出来形、品質及び出来栄え
実施状況	関係書類、写真及びその他

別表第 4 （第 7 条関係）

基本項目	評定項目
成果品等の品質	目的の達成度、的確な取りまとめ及びその他

監 督 員 用 工 事 評 定 表

工 事 件 名		契 約 番 号	第	号
請 負 業 者		検 査 日		
工 期		評 定 者 名		

施工体制管理

区 分		番号	評 価 項 目	評 価 点			評定外	
				良	普通	不良	その他	
施工体制管理	現場代理人	1	契約内容及び現場状況を把握していたか。					
		2	監督員の指示に対して誠実に対応していたか。					
		3	監督員との連絡を密にし、立会い依頼等を行えたか。					
		4	下請負業者又は作業員に対して指導力を発揮していたか。					
		5	関係機関との調整を行っていたか。					
		6	周辺住民に対して誠意を持って対応していたか。					
		7	臨機の場合の対応は適切であったか。					
		8	工事施工に際し、計画性及び先見性はあったか。					
		9	提出書類は遅滞なく提出されたか。					
		所見						
	評定外理由							
	主任（監理）技術者	1 0	契約内容及び現場状況を把握していたか。					
		1 1	監督員の指示に対して迅速に対応していたか。					
		1 2	下請負業者又は作業員を指導するのに技術力はあったか。					
		1 3	監督員への技術的提案能力はあったか。					
		1 4	施工計画等の立案能力はあったか。					
		1 5	報告書等の作成能力はあったか。					
		所見						
	評定外理由							
	下請負業者	1 6	適切な下請負契約が結ばれていたか。					
		1 7	施工能力はあったか。					
		1 8	現場代理人、主任（監理）技術者の指示に的確に対応したか。					
		1 9	下請負届と実態が一致していたか。					
		所見						
	評定外理由							
	現場体制	2 0	施工体制台帳、施工体系図が整備されていたか。					
		2 1	施工体制台帳、施工体系図と現場状況が一致していたか。					
		2 2	現場代理人は常駐していたか。					
		2 3	主任（監理）技術者は専任であったか。					
		2 4	現場代理人及び主任（監理）技術者は請負者と恒常的雇用関係にあったか。					
		2 5	契約履行に向けて、適切に人員、機材等配置したか。					
		所見						
	評定外理由							
評価点小計（標準点を65点とし、最高90点、最低40点）								
加算点	2 6	提出書類の出来栄え（ITスキル、工夫度、見易さ）						
加算点	2 7	周辺住民に対し積極的にコミュニケーションを図った。						
減算点	2 8	現場代理人及び主任（監理）技術者が不適切又は不在であった。						
減算点	2 9	施工体制が不十分であった。						
減算点	3 0	発注者又は第三者に対し不誠実な対応があった。						
減算点	3 1	警告書を受けた。						
	所見							
評価点小計（最高10点、最低-40点）								
施工体制管理合計点								

監 督 員 用 工 事 評 定 表

工 事 件 名		契 約 番 号	第	号
請 負 業 者		検 査 日		
工 期		評 定 者 名		

安全管理

区 分		番号	評 価 項 目	評 価 点			評定外 その他	
				良	普通	不良		
安全管理	公衆安全	1	保安施設は施工計画書のとおり実施していたか。					
		2	保安施設の点検は行われていたか。					
		3	現場内及びその周辺の清掃、後片付けは行っていたか。					
		4	現場及びその周辺における保安施設は適切であったか。					
		5	現場内の安全教育及び訓練等を行い、内容を記録していたか。					
		6	監督員等からの指摘又は指導に適切に対応できたか。					
		7	現場内及びその周辺において、通行者の安全は確保されていたか。					
		所見						
	評定外理由							
	交通安全	8	交通誘導員は適切に配置されていたか。					
		9	交通誘導員は訓練されていたか、能力はあったか。					
		10	交通誘導員は歩行者、学童への配慮を行っていたか。					
		11	現場内及びその周辺における交通規制、誘導は適切に行われたか。					
		所見						
	評定外理由							
	労働災害防止	12	新規入場者への安全教育は実施され、また記録されていたか。					
		13	会社として工事安全集会等を実施し、安全点検を実施していたか。					
		14	保護帽、安全帯の着用を行っていたか。					
		15	山留め、足場等の仮設構造物は施工計画に基づき施工されていたか。					
		16	山留め、足場等の仮設構造物の安全点検は実施されていたか。					
		17	重機その他機械の点検、整備は行われていたか。					
		18	重機の目的外使用は行われていなかったか。					
		19	重機操作で適切な誘導員配置や重機と人の分離措置がなされたか。					
		20	工事施工に際し、危険作業及び危険個所の把握がなされていたか。					
		21	工事従事者のための休息場所等の施設の確保に努めたか。					
		所見						
		評定外理由						
	その他	22	特定元方事業者として、現場安全の確保に努めていたか。					
		23	危険物等が適切に保管されていたか。					
		24	火気の使用や溶接作業を行う際、必要な防火措置を講じたか。					
		25	危険作業時に関係機関への届出は行われていたか。					
		所見						
	評定外理由							
評価点小計（標準点を65点とし、最高90点、最低40点）								
加算点	26	自主的かつ積極的に安全管理に取り組んだ。						
減算点	27	関係機関からの安全管理上の指摘を受けた。						
減算点	28	工事に起因する事故が発生した。						
減算点	29	工事が起因して第三者に怪我があった。						
減算点	30	安全管理が不適切であった。						
減算点	31	警告書を受けた。						
	所見							
評価点小計（最高10点、最低-40点）								
安全管理合計点								

監 督 員 用 工 事 評 定 表

工 事 件 名		契 約 番 号	第	号
請 負 業 者		検 査 日		
工 期		評 定 者 名		

現場管理

区 分		番号	評 価 項 目	評 価 点			評定外 その他	
				良	普通	不良		
現場管理	建設副産物対策	1	再資源化への取組を行ったか。					
		2	リサイクル法及びグリーン法等の法令を理解し法令を遵守したか。					
		3	下請負業者への指導を行い実施させたか。					
		4	処分業者及び運搬業者との契約を適切に行い履行したか。					
		5	再生資源利用促進計画書及び実施書と現場が一致していたか。					
		6	発生土の処分は適切に行われたか。					
		7	マニフェストは整理されていたか。					
		所見						
	評定外理由							
	環境対策	8	過積載の防止に努め、状況を記録したか。					
		9	不正軽油の使用防止に努め、検査を行い記録したか。					
		10	排ガス対策型のディーゼル車を使用し、記録したか。					
		11	低騒音対策型の重機及び機材を使用したか。					
		12	粉塵・砂ほこり等の飛散防止措置を行ったか。					
		13	振動・騒音の激しい工種については、作業時間等の配慮を行ったか。					
		14	周辺施設（病院、保育所、学校等）の把握を行い配慮したか。					
		所見						
	評定外理由							
	工程管理	15	実施工程表は適切であったか。					
		16	作業開始時間及び作業終了時間は守られていたか。					
		17	週間工程の提出は行われていたか。					
		18	関連する他企業又は業者との調整は行われていたか。					
		19	工程の修正は逐次行われたか。					
		20	休日の確保は適切に行われたか。					
		所見						
		評定外理由						
	資材管理	21	資材の搬入時期は適切であったか。					
		22	資材の品質は適切であったか。					
		23	資材の現場管理は適切であったか。					
		24	搬入検査の立会い依頼は適切に行われたか。					
		25	資材の品質検査は適切に行われたか。					
		所見						
		評定外理由						
	評価点小計（標準点を65点とし、最高90点、最低40点）							
加算点	26	リサイクル関係法令の趣旨を理解し、積極的に実践した。						
加算点	27	周辺環境対策を積極的に行い、苦情発生を抑制した。						
減算点	28	特に理由なく工期内に工事完了できなかった。						
減算点	29	特に理由なく再資源化への取組を怠った。						
減算点	30	現場管理が不十分であった。						
減算点	31	警告書を受けた。						
	所見							
評価点小計（最高10点、最低-40点）								
現場管理合計点								

調 査 職 員 用 委 託 評 定 表

委 託 件 名		契 約 番 号	第	号
受 託 者		検 査 日		
工 期	～	契約金額		

区分		番号	評 価 項 目	評 価 点		
				良	普通	不良
業 務 遂 行 能 力 等	代 理 人	1	契約内容及び業務内容を十分に把握していたか。			
		2	調査職員の指示に対して迅速かつ誠実に対応していたか。			
		3	業務の管理及び統括が適切に行えたか。			
		4	計画工程等に基づき適切に業務遂行できたか			
		5	提出書類は遅滞なく適切に提出されたか。			
	主 任 者	6	業務内容を十分に把握していたか。			
		7	調査職員の指示に対して迅速かつ誠実に対応していたか。			
		8	調査職員との連絡を密にし、協議等を適切に行えたか。			
		9	業務遂行に際し十分な最新の技術力を有していたか。			
		10	主任者は受託者と恒常的雇用関係にあったか。			
		11	報告書等の作成能力は十分であったか。			
	業 務 遂 行	12	技術者及び技能者等の能力は十分であったか。			
		13	業務遂行に必要な技術者及び技能者が配置されたか。			
		14	業務遂行に際し、住民対策及び交通対策は十分であったか。			
		15	現地の地形及び地域性等を十分に把握して業務を行ったか。			
		16	業務遂行に際し、法令及び基準等を理解し、遵守していたか。			
	成 果	17	契約期間内に納品が行われたか。			
		18	成果品の内容等の精査は十分であったか。			
		19	成果品の数量及び体裁等は仕様書どおりであったか。			
		20	打合せ記録簿等の整理はされていたか。			
評価点小計（標準点を65点とし、最高85点、最低45点）						
				評価点		
加算点	21	成果品の出来栄え（ITスキル、工夫度、見易さ）				
加算点	22	技術力が優れていた。（提案力、最新の技術力、プレゼン能力等）				
減算点	23	代理人及び主任者が不適切であった。				
減算点	24	業務体制が不十分であった。				
減算点	25	発注者又は第三者に対し不誠実な対応があった。				
減算点	26	警告書を受けた。				
評価点小計（最高15点、最低－45点）						
業務体制管理合計点						

検査員用工事評定表

工 事 件 名		契 約 番 号	第 号
請 負 業 者		検 査 日	
工 期	～	評 定 者 名	

実施状況

区分		番号	評 価 項 目	評 価 点			評定外	
				良	普通	不良	その他	
実 施 状 況	出来形	1	設計で要求するものが正しく出来ていたか。					
		2	出来形の形状、寸法が設計図書（規格値）を満足し、バラツキがなかったか。					
		3	出来形の性能、機能が設計図書（規格値）を満足し、バラツキがなかったか。					
		4	出来形管理書類（施工図等含む。）と現地計測は一致していたか。					
	品質	5	仕様書等に定められた品質が正しく管理され、施工されていたか。					
		6	使用材料等（機器単体品含む。）の品質及び形状が設計図書等の規格を満たしているか。					
		7	品質関係の現場試験結果及び管理等が規格値を満たしていたか。					
		8	使用材料等の品質管理資料（品質証明書等含む。）が確認できる資料等が提出されていたか。					
	出来栄	9	検査時に施工部分の清掃が行き届き、きれいな状態であったか。					
		10	既設との取り合いの状況はどうか。					
		11	全体的な仕上り状態（均一含む。）はどうか。					
		12	目的の機能は果たしているか。					
		13	製作物の出来栄はどうか。					
	所見							
	評定外理由							
	関係書類	14	設計図書に基づく書類は提出されているか。					
		15	提出書類が見やすく整理されているか。					
		16	施工計画書と関係書類は一致しているか。					
	写真	17	写真は見やすく整理されているか。					
		18	測定箇所の過程が写真で的確に判断できるか。					
		19	出来形の不可視部分が写真で的確に判断できるか。					
		20	黒板記載事項は写真で判断できるか。					
		21	撮影結果は遠景、近景で判断できる撮影をしていたか。					
		22	写真は明確に撮影されているか。					
	その他	23	主任（監理）技術者として適正な品質管理を行い良好な施工に努めたか。					
		24	検査前に請負者は自主検査（社内検査）を行ったか。					
		25	施工計画書、仕様書等と施工状況は一致しているか。					
	所見							
	評定外理由							
評価点小計（標準点を65点とし、最高90点、最低40点）								
加算点	26	出来形、品質、出来栄について積極的な取組（創意工夫）を行った。						
加算点	27	契約の履行に当たって、責任ある対応がなされていた。						
減算点	28	当該工事が契約書類内容と相違があり、改修を指示した場合						
減算点	29	契約約款第17条に基づく破壊検査を実施した。						
減算点	30	契約内容が把握しづらい写真が多い場合又は不誠実な書類の場合						
減算点	31	手直し事項が非常に多いもの						
減算点	32	必要書類、写真等の整理が極めて悪い。						
減算点	33	検査時に不誠実な対応を行った。						
所見								
評価点小計（最高10点、最低40点）								
検査員合計点								

検査員用委託評定表

委託件名		契約番号	第	号
受託者		検査日		
工期	～	契約金額		

区分		番号	評 価 項 目	評 価 点		
				良	普通	不良
成果品等の品質	目的の達成度	1	仕様書にある項目が漏れなく実施されていたか。			
		2	業務計画等に基づく提出事項が漏れなく実施されていたか。			
		3	業務成果は業務目的に照らし満足できる内容のものであったか。			
	的確な取りまとめ	4	仕様書にある項目及び業務計画等での指示事項を漏れなく取りまとめていたか。			
		5	簡潔で理解しやすい表現になっており、記載方法に創意工夫がみられ読みやすかったか。			
		6	仕様書にある項目及び業務計画等での指示事項を関連づけ、重要な点を取りまとめられていたか。			
	その他	7	ミスは認められず、打ち合せ記録等も完備されていたか。			
		8	提出書類が整理されていたか。			
		9	検査前に受託者は自主検査(社内検査)を行ったか。			
		10	成果品の出来栄えはどうだったか。			
評価点小計（標準点を65点とし、最高75点、最低55点）						
					評価点	
加算点	11	契約の履行に当たって責任ある対応をしていた。				
加算点	12	成果品の内容（取りまとめ、表現）について積極的な取組（創意工夫）を行った。				
加算点	13	当該委託が契約書類内容と相違があり、手直しを指示した場合				
減算点	14	代理人が不適切であった。				
減算点	15	成果品の内容が極めて悪い。				
減算点	16	検査時に不誠実な対応を行った。				
評価点小計（最高25点、最低－55点）						
検査員合計点						

平成 年 月 日

殿

工事等主管課長

工 事 評 定 報 告 書

多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱第8条の規定により、別紙のとおり工事評定について報告します。

										契 約 番 号		第 号		
工 事 件 名										契約金額				
請 負 業 者														
工 期		～								検 査 日				
評定者 基本項目	監 督 員			主管係長・主査			主 管 課 長			工 事 主 管 課				
	評価点	加・減点	合 計	評価点	加・減点	合 計	評価点	加・減点	合 計	基 本 項 目	評定点			
施 工 体 制 管 理										施 工 体 制				
安 全 管 理										安 全 管 理				
現 場 管 理										現 場 管 理				
小 計										検 査 員				
工事主管課評定点		点								実施状況		評価点	加・減点	合 計
総 合 評 定 点		点												
所 見	工事主管課													
	検 査 員													

（記載要領）

所見は、工事主管課及び検査員が、次の場合具体的に事例をあげて記入する。

(1) 各評定者の基本項目別の合計点が76点以上、又は54点以下の場合

(2) 特記すべき事項がある場合

殿

工事等主管課長

委 託 評 定 報 告 書

多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱第 8 条の規定により、別紙のとおり委託評定について報告します。

		契 約 番 号	第	号
委 託 件 名			契 約 金 額	
受 託 者				
工 期	～		検 査 日	

基本項目 評定者	業務遂行能力等				成果品の品質		
	評価点	加・減点	合 計		評価点	加・減点	合 計
調 査 員							
主管係長・主査							
主 管 課 長							
検 査 員							
主 管 課 評 定 点	点				点		
総 合 評 定 点	点						

所 見	委 託 主 管 課
	検 査 員

（記載要領）

- 所見は、委託主管課及び検査員が、次の場合具体的に事例をあげて記入する。
- (1) 各評定者の基本項目別の合計点が 7 6 点以上、又は 5 4 点以下の場合
 - (2) 特記すべき事項がある場合

殿

多摩市長

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が施工した下記の工事について、多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱第 9 条の規定により、成績評定の結果を通知します。

なお、下記の成績評定の結果について質問等があるときは、本通知を受けた日の翌日から 1 4 日以内に下記へ書面にて質問することができます。

契 約 番 号	第	号		
工 事 件 名				
工 期	～	検 査 日		

成績評定

総 合 評 定 点		点
-----------	--	---

基 本 項 目	評 定 点	
施 工 体 制 管 理		点
安 全 管 理		点

基 本 項 目	評 定 点	
現 場 管 理		点
実 施 状 況		点

お問い合わせ先
（問い合わせ先を記載）

殿

多摩市長

委 託 成 績 評 定 通 知 書

貴社が履行した下記の委託業務について、多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱第 9 条の規定により、成績評定の結果を通知します。

なお、下記の成績評定の結果について質問等があるときは、本通知を受けた日の翌日から 1 4 日以内に下記へ書面にて質問することができます。

契 約 番 号	第	号			
委 託 件 名					
履 行 期 間	～		検 査 日		

成績評定

総 合 評 定 点		点
-----------	--	---

基 本 項 目	評 定 点	
業務遂行能力等		点

基 本 項 目	評 定 点	
成果品の品質		点

お問い合わせ先
(問い合わせ先を記載)